

## 明治国家と「優勝劣敗」の思想——加藤弘之における国家と宗教をめぐる——

田中 友香理

はじめに

本報告では、明治国家の形成、確立過程と進化論に基づいた国家思想の関係について、近代国家と宗教という問題を介在させて、加藤弘之を中心に論じる。先行研究において、加藤は社会進化論によって国家権力を絶対化し、逆に個人の権利の進化を阻害する思想を形成した悪しき社会ダーウィニストと位置づけられてきた。そもそも当時の社会進化論自体が、生存競争説によって社会の変化を説明するという疑似科学的な学説であった。

しかし、明治十年代、わが国の思想界は「進化論の語は

翼を生じて飛ぶがごとき状態におかれ（三宅雪嶺『明治思想小史』丙午出版社、大正二年、一一〇頁）、とくにH・スペンサーの社会進化論は、自由民権派、官僚、学者、学生、ジャーナリスト、キリスト者、仏教者、そして後年の社会主義者らの多様な社会、国家思想の基本原理になった。

右のような社会進化論のわが国における思想的意義については、近年、松本氏が、社会進化論の根底に人間の「生存の欲求」が据えられている点に着目し、天賦人権説とは異なる「自然権思想を形成する可能性」を見出そうとした。これは進化論のもつ普遍的な意味を問うたものであり、本報告では明治期日本特有の問題として改めて捉えなおしたいと考えている。一方で、嘉戸氏は北一輝に着目し、

北における社会進化論が国体論のかわりに「国家統治の準拠」として作用していたとし、右田氏は「エリート層」が進化論を「皇国史観」否定の知的武器としていたと結論した。つまり、社会進化論は明治国家の統治の正統化に奉仕する思想と緊張関係にあったというのである。

そこで本報告では、明治国家形成、確立過程のなかで社会進化論に立脚して国家を論じた加藤弘之に焦点を当て、彼の国家思想が変容しながらも、国体論を批判する可能性を有していたことを明らかにする。その際、宗教という補助線を設けることで、国体論と交錯する統治の正統性原理および「神」概念を分析し、付託された課題に込められてきたこと。

## I 『人権新説』の思想世界

加藤弘之が進化論を受容するのは、明治十年（一八七七）二月の開成学校綜理着任前後で、当時の読書録「疑堂備忘」をみると、スペンサーではなく、E・ヘッケルの著書『造化史』(Naturliche Schöpfungsgeschichte, 1868) から「Kampfumms Dasein [生存競争—引用者補記]」等の概念を学んでいたことがわかる（東京大学附属図書館所蔵「加藤弘之草稿」、大久保利謙・田畑忍監修『加藤弘之関係文書』第一巻、同朋舎出版、一九

九〇年、一九八頁）。スペンサーが社会進化の先に小さな政府の実現を見出していたのに対して、ヘッケルは強力な中央政府を理想とし、国家に対する個人の奉仕を当然視した。この点は後に日清戦後の加藤の国家思想において表面化する。

同十五年刊行の『人権新説』（谷山楼）では、天賦人権説が何ら実証されていない「蜃気楼」のようなものだと否定され、その学問的根拠は「物理ノ学科」とその「裨補」を受けた「心理ニ係レル学科」に求められた（二頁）。同書で引用された西欧の文献は多岐にわたるが、たとえば、ドイツの新歴史学派の社会経済学者A・シェフレ、歴史法学者R・イエーリング、イギリスの考古学者J・ラボックや人類学者E・タイラーらから、実証と実験を導入した新たな人文社会科学の手法を学んでいる。

右のような学問から導かれるのが、「優勝劣敗」(Überleben der Anpassungsfähigsten の訳語)を内実とする「万物法」<sup>1)</sup>。『自然法』<sup>2)</sup>「ロウ・オフ・ナチュール」であり、それは動物、人間、社会すべてに通底するとされ（二六頁）、いわゆる自然法ではなく、自然科学から導かれる法則を意味した。「優勝劣敗」の原理に基づき、国家統治の担い手も変化するとされ、武力によって国家を創始した「最大優者」とその後継である「王公政府」は、権威を維持しながらも

新たに「社会共存上ノ大権力」を把握した「上等平民」(「たとえば英国のジェントリー」)を統治の側に受け入れ、立憲君主政体を実現する(五〇頁)。要するに、加藤は『人権新説』において、国家統治の正統性を「優勝劣敗」の原理に求めるとともに、立憲君主制確立の道筋を描いたのである。

同時代の政治状況に目を転じると、イギリス流の議院内閣制の導入を主張した大隈重信が同十四年十月に下野し、政府ではプロイセンモデルの憲法起草が目指された。同年七月、右大臣岩倉具視が提出した「大綱領」では、広範な天皇大権と欽定憲法主義が示され、議院内閣制が排除された。「大綱領」の起草者である井上毅は、後に『憲法義解』において天照大神の「神勅」を受けた天皇が「公民」を「恵み」「撫で」ることで、「天職」としてわが国を統治してきたという「シラス」型統治論を編み出した。

つまり、統治の正統性を、井上は神話に基づいた「神勅」に、加藤は「万物法」から導かれる国家創始の事実に求めた。さらに井上が天皇と「公民」の関係を「恵み」「撫で」という情誼的要素から説いたのに対して、加藤において両者は、権利をめぐる「優勝劣敗」の競争関係にあるとされ、普通選挙制度や議院内閣制の導入を否定するものではなかった。したがって、この後、加藤は参事院

(同十四年)の構成員として名前を挙げられながらも実際に登用されることはなく、大日本帝国憲法起草過程からも除外されたのである。

## II 明治憲法制定と社会進化論

いわゆる「明治の青年」は社会進化論を積極的に受容し、藩閥政府批判の論理を導き出した。徳富蘇峰は「平民主義」を、三宅雪嶺や志賀重昂ら政教社のメンバーは「国粹保存主義」をそれぞれ社会進化論に基づいて立論した。政教社のメンバーが大同団結運動に携わるなか、すでに東京大学総理から元老院議員に転じていた加藤は、明治二十二年(一八八九)に政論雑誌『天則』を創刊し、同誌上で彼らと協働関係を築いていった。

『天則』誌上において、加藤は「優勝劣敗」を内実とする「万物法」⇨「自然法」を新たに「天則」という用語を用いて説明し直し、「万古不朽の国粹」として「日本人種」と「無窮皇統」の永久保存を訴えた(軽進者流と頑論者流は宜しく社会進化の天則を知るへし)、『天則』第一編第一号、明治二十二年、二七頁)。明治憲法において「神勅」を受けた万世一系の天皇が「国家統治ノ大権」を有すると規定されたことを意識したと考えられる。

そもそも、「天則」とは自然、人間、社会すべてを支配する天地自然の法則を意味する漢語で、皇帝も天意を受けた統治者に過ぎない。つまり加藤は、天皇という存在を、何とか自身の「万物法」によって基礎づけようとしたために、「国粹」という淘汰の除外規定を導入し、「万物法」における「優勝劣敗」の作用を弱めたのである。

思想変容の種子は、彼の「神」観念にも胚胎している。翌年十月、教育勅語発布の約二週間前、加藤は神道について「帝室の御威光に關係」するので、他宗教を信仰する者であったとしても、神道における「宗旨外に超越」した「神」を拝まなければならないとした（『国家と宗教との關係』、『国家学会雑誌』第四卷第四号、同二十三年、五四九―五五〇頁）。加藤は、形成されつつあった国家神道に理解を示しつつ、明治憲法および教育勅語によって立ち現れた国体論に積極的に接近したのである。

### Ⅲ 日清戦争前後の「道徳」と「宗教」

明治二十七年（一八九四）十二月三十日未明、加藤弘之は「実ニ不思議千万ナル夢」を見た。「夢」のなかの加藤は、「美貌」の「天照大神」から「神」を「誉ムルナルヘシ」との「演説」を聴いた。目覚めた彼は「余カ神代ノ神

ヲ信スルモノニモアラス、実ニ何ノ縁ヨリ此ノ如キ夢ヲ見シヤ」と不可解の感に打たれた（明治二十七年日記 甲午）十二月三十日条、東京大学図書館所蔵「加藤弘之関係資料」一一三〇。この一文は重要で、「神代ノ神」を否定するということは、「神勅」によって統治の正統性を説明するという考えに距離をもっていったことを意味している。それでもなお、日清戦争中の不思議な「夢」に現れた「天照大神」は、加藤をからめとっていくことになる。

『強者の権利の競争』（哲学書院、同二十六年）では、「立憲政治」が「権力」の「衝突平均」によって生じたとしても、「衝突」は次第に抑制的なものになるという新たな見解を社会有機体説に基づいて開陳した。「社会生物即ち国家」は本質的に「自己自身タル国家全体ト其細胞タル各個人ノ維持進歩ヲ以テ俱ニ主眼」とするからである（八一―九頁）。社会有機体内の競争を抑制する用具が「道徳法律」と「宗教」で、これらは「個人」の「利己心」を「利他心」に変容させ、「国家」への自発的貢献を促成する。

こうして彼の当面の思想課題は、ありうべき「道徳法律」と「宗教」の模索に据えられていく。それは井上哲次郎らの「日本主義」道徳、文部省の「公德」養成と同じく、日清戦争と三国干渉によって急速に形成された「国民」「臣民」像の内実を充填するという同時代的要請に応える

ものであった。

いうまでもなく明治国家における「道徳法律」の頂点には天皇があり、加藤もそれを明瞭に意識していた。「道徳」に関していえば、彼は『小学校教育改良論』（哲学書院、同二十七年）で、「徳教の土台」が「詔勅」、つまり「吾か万世一系なる 聖天子の御教旨即ち御命令」にあると述べ（五八―五九頁）、貴族院と高等教育会議において国費による修身教科書編纂を訴え、同三十三年には修身教科書調査委員会委員長に任命された。「宗教」についていえば、加藤は、宗教の機能を「凡庸人」や「無知識社会」の民の教化に限定したうえで（『宗教改良』、『太陽』第三卷第二号、同三十年、一一頁）、内村鑑三不敬事件を念頭に置きながら、「脅迫」してでもキリスト者に「御真影」を奉拝させるべきだと論じ（『基督教の偶像拝礼の禁に就て』、同右第二卷第一号、同二十九年、一五四頁）、『国体』を傷つける「信教の自由」を「国家の大憂」と敵視するにいたった（『再び信教自由に就て』、同右第三卷第一号、同三十年、一六頁）。日清戦争後の現実的な思想課題への応答のなかで、「優勝劣敗」を抑制する統治の用具として「道徳」と「宗教」を位置づけ、国体論へのさらなる傾斜をみせたのである。

#### IV 日露戦争後における社会進化論の行方

日露戦争から明治末年にかけて、社会進化論に基づく国家思想はいかなる結末を迎えたのであろうか。大正四年（一九一五）刊行の『国家の統治権』（実業之日本社）では、国家有機体説に基づいて、国家の「思维中枢」を「君主」に、「国民」を「君主の統治補助機関」に擬し、「君主」と「国民」による統治の在り方を「国家の自治」と表現した（二二―二五頁）。「国家の自治」においては、「君主」の権力が「人世的」「自然」「力」すなわち「社会国家の盛衰興亡又は開否文野の相違」と「補助機関たる国民の知識才能」によって制限されるとした（四七頁）。したがって、進歩した国では、「公議輿論」とそれを代表する「政党」によって「君主」の「専制」が制限される（四八頁）。これは『人権新説』における「王公政府」と「上等平民」による立憲君主政体運用という理想像をほぼ維持していたことを意味しているが、ほぼ、と限定したのは、統治への参加者が「上等平民」だけでなく、「国民」全体とされたからである。

それは北一輝『国体論及び純正社会主義』（明治三十九年）の「公民国家」論に似たものであったが、北が国体論における天皇を否定したのに対して、加藤は日本独自の「人世

的「自然」力」として、「天皇」―「臣民」間の「父子親愛の情誼」をあげ、両者の情誼的關係を軸とした統治を「族父統治」と称し（四九頁）、「国体論」から導かれる家族国家觀を採った。日本は立憲君主政体と「族父統治」の二つの顔をもつ異形の国家として描かれた。

この二面性を支える原理が「自然」で、『人權新説』における「自然」とは生存競争が起こる場であったが、「自然と倫理」（実業之日本社、同四十五年）における「自然」は、質量保存の法則とエネルギー保存の法則に支配される「物質と勢力の合一」とされ、「進化」もその一現象とされた（二三頁）。人間が「利己心」をもって生存競争を行なう側面も、逆に自身の「利己心」を「利他心」に変容させて社会や国家を構成する側面とともに「自然」とされ、ここに「万物法」、「天則」と変容してきた加藤の国家思想を支えた原理は、「優勝劣敗」とそれを制御する作用を抱えこむ矛盾に満ちた「自然」に行きついた。

右のような「自然」によって「神」はいかに説明されたのか。終生無神論者であった加藤であるが、明治四十五年に自身の遠祖の地、茨城県筑波郡を訪問し、大正二、三年には同地の一ノ矢八坂神社に「追遠碑」と題した石碑と、「吁偉哉神之遺徳」と題した扁額を奉納し、南北朝時代に南朝方につき、北畠親房に従った自身の祖先を顕彰した。

没後、同五年二月十三日に無宗教の告別式で葬られたが、天皇からの幣帛は嫡子の照磨が受納した。

そして、加藤は「神」について以下のように述べていた。「神」とは「皇祖皇宗」と「皇室国家に殊勲のあつた人人」を「国家的崇拜物」としたものであると（吾国体と基督教）金港堂、同四十年、三一頁。つまり、天皇の「神」性は「神勅」に基づくのではなく、あくまで国家の創始と維持という歴史的事実に求められていたのだ。

おわりに

本報告では、加藤弘之を中心として明治国家と社会進化論の關係について論じた。明治憲法制定までの彼の国家思想は、「優勝劣敗」を内実とする「万物法」に基づき、漸進的な立憲政体への移行を理想とするものであったが、憲法に天皇主権が明記され、統治の正統性が「神勅」に求められると、以下のように変容した。「優勝劣敗」の除外規定として「国粹」が見出され、さらに現実的なレベルでは日清戦争後に「優勝劣敗」を抑制する用具として「道德法律」と「宗教」が設定された。その宗教觀においては、信仰心のような内面性にかかわる問題が徹底的に排除され、統治の手段としての意味のみを見出すことができる。

右の過程で「万物法」は「自然」へと変容し、国家有機体説と接合することで、加藤の国家思想は奇怪な相貌を呈することになった。しかし、それは明治国家の説明原理を「物理ノ学科」に拠って模索し続けた努力の結果であり、これによって彼は最後まで、立憲政体の理想像を天皇の「神」性に従属させることはなかった。彼の社会進化論に基づく国家思想は明治中期～大正初期の国体論の根幹を否定する可能性を蔵し、きわめて独特な境域を保ち続けたものであったと評価できる。

#### 参考文献

- 田畑忍『加藤弘之』吉川弘文館、一九五九年  
山下重一『スペンサーと日本近代』御茶の水書房、一九八三年  
嘉戸一将『北一輝』講談社、二〇〇九年  
右田裕規『天皇制と進化論』青弓社、二〇〇九年  
田頭慎一郎『加藤弘之と明治国家』学習院大学、二〇一三年  
松本三之介『「利己」と他者のはざま』以文社、二〇一七年  
拙稿「井上円了と加藤弘之——「明治の青年」と「天保の老人」の協働」、『井上円了センター年報』第二十七号、二〇一八年

拙著『優勝劣敗』と明治国家』ぺりかん社、二〇一九年

(筑波大学助教)